

会社法の抜本的改正に望む

(2001年6月7日)

高度情報化社会の進展、国際競争の激化など、ここ数年で企業を取り巻く環境は劇的に変化してきている。このグローバルな競争の中で企業活動を営み、利益を上げていくためには、各企業は環境変化に応じながらも自らの持てる力を最大限に発揮できるよう柔軟で足腰の強い組織を再編し、フットワークの軽い経営体制を構築する必要がある。こうした状況の下、昨年から会社法の抜本的な見直しを開始されたが、わずかの期間で「商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案(以下、中間試案という)」を取りまとめられたことは、法制審議会や法務省等関係者の並々ならぬ努力の賜物である。ここに改めて感謝の意を表明したい。

中間試案についても、おおむね企業活動の自由度を高める方向、定款自治を大幅に認める方向での内容となっており、当会としても高く評価している。しかし、会社の機関関係などに規制緩和の流れに反する懸念のある部分もあり、今後の検討が望まれる。

以下、中間試案の項立てに沿って回答する。

記

株式関係

第一 授権株式数に係る制限の緩和及び株新発行規制の見直し

一 譲渡制限会社の授権株式数に係る制限の緩和

賛成。

なお、定款変更や登記の要否を明確にするために、授権資本の定めを置いたままにした場合の定款記載の効力を明確にされたい。

二 新株発行規制の見直し

2について反対。

(理由)

- ・新株発行の機動性が阻害される。資金調達の手軽化や機動的な企業再編を阻害し、これまでの商法改正に逆行するものである。
- ・現行法が割当自由の原則と授権資本制度を採用している以上、株主は授権資本の枠内では持株比率の希釈化を認容していると解すべきである。
- ・既存株主の持株比率の大幅な低下を目的とした不当な新株発行については、現行法でも新株発行の差止め(商法280条の10)、新株発行無効の訴え(商法280条の15)の規定がある。

注2について、簡易合併、簡易株式交換等の要件の見直しは本論点とは別に検討すべきである。

(理由)

現行法上、合併や株式交換・株式移転等による新株発行は、資金調達を主目的とする商法280条の2以下の通常の新株発行とは別の、組織法上の行為としてのメルク

マールによって規制されているのであり、両者を同一の基準で取扱う論理的必然性はない。機動的な組織再編のうえで5%基準は厳格すぎるとの批判があるので、本論点とは別に見直しを検討すべきである。

第二 数種の株式

賛成。

さらに、以下の点に付いても考慮していただきたい。

子会社の定義に関する商法 211 条の 2 の改正案においては、議決権の過半数の所有が子会社であるか否かの判断基準とされているが、この改正案が成立した場合には、特定事項についてのみ議決権が付与されている種類株式をどう取り扱うかにつき、判断基準を明確にされたい。

無議決権株式の議決権復活の条件等は定款に定めれば自由に設計できる旨を明確にされたい。

(理由)

定款に記載がなければ全く議決権のない株式も有効なのか等も含め、定款での規定の仕方について不明な点が残る。

トラッキングストックの発行そのもの、また発行手続に関して定款に記載すべき内容を明確にされたい。

(理由)

トラッキングストック発行の自由度を確保し、普通株主にも納得を得られる制度を期待する。

注3について、数種の株式の権利内容を一斉に整理する手段は必要と考える。

第三 転換株式

賛成。

特に二の一斉転換条項は、数種の株式の商品設計の柔軟性に対応して、その必要性が増大するものと思われる。記載事項を明確化することを望む。

第四 種類株主の取締役の選解任権

賛成。

注2に関して、取締役の選解任権についてのみ内容の異なる種類の株式の発行は、合併会社の形態によるニーズもあり、これを認めても株主保護等は図れると考えられるので前向きに検討されたい。

第五 新株引受権の発行

賛成。

なお、以下の点に考慮していただきたい。

一 新株引受権の発行の決議

新株引受権の発行限度について明確にすべきである。

(理由)

そもそも発行上限がないのか、授權資本枠を超えて発行できるのか、授權資本の範囲内であれば発行済株式総数を超える新株引受権の発行も許容されるのか等が不明確である。

株主総会特別決議があれば新株引受権自体の有利発行も認められるのか明確にされたい。

(理由)

新株発行であれば特に有利な発行価額による発行は、株主総会特別決議があれば可能であるが、「正当の理由に基づき特定の者に新株引受権を与える場合の特例」とは別に、新株引受権の有利発行が認められるのか不明である。

注4の新株引受権等の計算上の取扱いについては強制すべきではない。

(理由)

新株引受権等の計算上の取扱いについて、区分処理に統一する方向で検討がなされるものと思われるが、転換権に相当する対価の取扱いに関する区分処理はわが国の実務慣行とはなっておらず、強制すべきでない。

四 新株引受権の付与事項の公示

新株発行においては要求されていない新株引受権の発行価額の算定の基準の意味及びその公告を要求する趣旨を明確にされたい。

八 新株引受権証券の発行と方式

3の社債原簿については必要性も含めて見直していただきたい。

(理由)

無記名社債が殆どをしめる現状において、また、ペーパーレス化が検討されている現在、社債原簿の存在意義や記載事項については見直しが必要である。

九 新株引受権の譲渡

新株引受権の譲渡制限は可能かどうか明確にすべきである。

(理由)

現行法は新株発行決議の中で新株引受権の譲渡を認めるか否かを決定するのに対し、中間試案は新株引受権自体の譲渡性に関する明文の規定を(十のストックオプション目的を除き)持っていない。仮に引受権自体の譲渡制限を予定していないのであ

れば、合併会社等においては、これも有用であると思われるから、その規定を整備すべきである。

十 正当の理由に基づき特定の者に新株引受権を与える場合の特例

「正当の理由」、「特定の者」、「必要とする理由」等の明確化を要望する。

(理由)

- ・「正当の理由」があれば、資金調達目的あるいは潜在的支配権を与えたり、業務提携の役割を果たすための新株引受権付与も可能であるのかを明確にされたい。
- ・「特定の者」に含める範囲、株主総会での開示の範囲につき明確にされたい。
- ・公募の扱いや、ワラント社債・転換社債を一括引受させることが新株引受権の「特定の者」への付与にならない旨を明確にされたい。

注6については反対。

(理由)

- ・(2)は過去に受け取った報酬額の開示に等しく、かかる情報が株主にとって有意な情報とは思われず、過剰な開示を要求するものとなる。仮に、未行使残高を開示するとしても総数の開示をもって足りるとすべきである。
- ・取締役が有する株式数は参考書類に記載されるだけであり、受取った報酬は附属明細書に総額で記載されることとの整合性がとれていない(営業報告書には取締役毎の報酬類似のものについての記載を予定する部分はない)。
- ・取締役就任前に付与されたものまで開示させるのかも明確でないし、中間試算では監査役にも付与できることになると思われるが、監査役には開示が予定されていないこととの整合性についても疑問がある。

第六 株券の不発行制度

賛成。

ただし、以下の点に留意いただきたい。

一 株券の不発行の定め

注2の「種類株式のうちある種類の株式に係る株券についてのみ株券不発行制度を採用すること」に賛成。

(理由)

上場企業であっても、非上場の優先株やトラッキングストック等を発行することがあり、その場合は株主も限られ、流通の必要性も少ないのでコスト削減が図れる。

注3の新株引受権証券の不発行制度についてもコスト削減が図れることから賛成する。

二 株式の譲渡方法及び名義書換

本制度下での株式流通のイメージ、例えば株式市場での売買でどういう手順になるのかを明確にされたい。

注 4 で株式保管振替制度を併用するとあるが、それとの関係について明確されたい。
(理由)

保管振替制度では、株券が存在したまま保管振替機構に預けられているわけであり、その枠外に出るとまた株券が流通する可能性がある。保管振替制度を利用する場合にも不発行会社の場合には、株券の発行は不要と考えてよいのかを明確にされたい。

四 株券の不発行の定めに伴う所要の手当

会社が株券不発行である旨の登記は要求されていないが、株式の譲渡制限と同じく利害関係人にとっては重要な事項であるので、登記を要求すべきである。

既存の株式会社で不発行制度を採用する際に、発行済の株式の処分方法などに関して、手間のかからないような配慮をしていただきたい。

(理由)

予想されるのは、既存の会社が不発行で対応しようとした場合、発行済株式を回収することが要求されるが、時間と費用の面から回収不要にすることも検討いただきたい。

第七 株券失効制度の創設

賛成。

ただし、提出書類の内容を厳格にするなどの手当が必要である。

(理由)

売却しておきながら「紛失した」などというような悪用を防止する必要がある。

第八 所在不明株主の株式売却制度等の創設

賛成。

ただし、以下の点について考慮していただきたい。

株式売却に要した費用について検討すべきである。

(理由)

会社は、所在不明株主の株式売却に要した費用について、当該株式の売却代金から控除できるとすべきである。

所在不明株主の株式売却代金は、従前の株主から請求があった場合に支払えばよいこととし、一定期間内(5年程度)に当該株主から請求がない場合には代金支払い請求権は消滅することとすべきである。

(理由)

代金の交付方法は供託によらざるを得ないが、供託の手続自体が面倒であり、実務の負担が大きい。また、供託したとしても、当該株主が代金を受け取るまでは、本件に係る情報を保持し続けなければならないため、一定期間後に請求権自体が消滅することしなければ、発行会社の負担の大幅な軽減は見込めないと考える。

会社の機関関係

第九 株主提案権の行使期限の繰上げ等

賛成。

さらに、会日の 8 週間前よりも早めることも検討するべきである。

(理由)

昨今、外国人株主の増加等の事情から、株主総会の招集通知を法定の総会会日の 2 週間前よりもかなり以前(3 週間乃至 4 週間前)に発出する会社が増加している事情に鑑み、会日の 8 週間前よりもさらに早める(例えば、10 週間前等)ことが適当ではないかと思われる。

株主提案権の絶対基準数である 300 株(単位)の要件を見直すか、または大幅に引き上げるべきである。

(理由)

大企業においては、100 分の 1 の要件に比し、300 株(単位)の要件は、極端に小さいものとなっており、会社に対する持分の観点からすると、著しくバランスを欠いている。

第十 株主総会等の特別決議の定足数の緩和

賛成。

さらに、定款ではなく、法規定として、定足数を 3 分の 1 とすることも検討するべきである。

(理由)

定款に定めれば定足数を下げられる旨を規定するが、定足数緩和の定款変更のために従来の特別決議定足数要件を満たす必要がある。株主構成の国際化・多様化が改定の要因であるならば、法規定として、定足数を 3 分の 1 とする必要を検討すべきである。

第十一 子会社の株式の譲渡等

反対。

(理由)

- ・機動的な組織再編を可能とし企業の競争力を高めることを狙いとした一連の企業再編関連改正の流れに逆行する。
- ・営業譲渡の場合も含め「重要な」の判断基準が不明確である。

むしろ、「営業譲渡・譲受」についても取締役会決議で機動的に行える方向での見直しを期待する。

第十二 株主総会招集手続の簡素化等

賛成。

ただし、以下の点について考慮していただきたい。

四 書面による取締役会決議

書面による決議に加えて、電磁的方法、テレビ会議、電話会議等による決議も認めるなど柔軟な対応を希望する。

(理由)

議案の内容や緊急性によっては書面決議であっても十分である場合もあるし、必ずしもテレビ会議システムによらなくても、電話会議等の利用で実のある会議ができないという事実は全くない。

注 3(1)について反対。

(理由)

取締役会の書面決議を認めるための定款変更につき総株主の同意を要求することは、事実上公開会社における同制度の利用の道を閉ざすこととなる。

注 3(2)について賛成。

(理由)

決議の効力要件は、反対する取締役に意見表明の機会を十分に与える観点、および、反対意見も聞いた上で各取締役が判断をすることが公正な判断に資するという観点から、取締役全員の賛成を要求することが望ましいと考えられる。

注 3(3)について反対。

(理由)

第三者に公示する必要性は認められないことから登記事項とする必要はないと考えられる。

第十三 取締役の報酬規制

「内容」、「報酬案作成の方針」、「その報酬を相当とする理由」等を明確にするべきである。

(理由)

業績連動型報酬について、その算出方法でよいとする点には賛成するが、内容はどの程度の具体性が必要なのか(役員退職慰労金規定のイメージか等)、また役員賞与との区別はどうなるのか等を明確にされたい。

第十四 経営委員会制度

選択制であることは評価するが、法制化するニーズ・導入の必要性については疑問である。

(理由)

- ・ 常務会や経営会議等は、付議される内容は広範かつ、自由な議論を主目的に必ずしも決議をおこなって結論を出すに至らない案件も多い。また、実務で活用されている経営委員会は代表取締役、中間試案における執行役の会議体であることが多いと考えられる。取締役会との役割分担も不明であるし、創造的議論、担当分野以外の業務執行への監視の機会、書面会議等の柔軟性も議事録の開示も含む法制化によって失われかねない。
- ・ 経営委員会は、取締役の員数が多く機動的に取締役会が開催できない等の弊害の解消のために置

かれることとされているが、最近では取締役会のスリム化が時代の流れであり、こうした弊害は解消される方向にある。

仮に法制化するならば以下の点について考慮すべきである。

機動性・柔軟性のある制度とするべきである。

(理由)

- ・委員会の数、存続期間、委託事項の範囲、構成メンバー等につき柔軟な制度であれば機動性のある意思決定・業務執行に活用しうる。
- ・委員会を構成する取締役と構成しない取締役との間で責任を分担できる制度であれば活用しうる。

注4について、経営委員会への委託事項の登記は不要である。

(理由)

- ・取締役会の決議事項も登記されていない。
- ・取引の安全確保と委託事項の登記は直接関係ない。

第十五 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下「商法特例法」という。)上の大会社についての社外取締役の選任義務

反対。

(理由)

- ・コーポレート・ガバナンスのあり方も、市場の要求、評価によるべきであり、社外取締役を選任していない会社が市場での評価が得られなくなるのであれば、自ずから本制度が一般化するはずであり、法による強制についてはコーポレート・ガバナンス全体の見直しの中で慎重に検討されたい。
- ・人材確保の上で懸念がある。
- ・議員立法により、社外監査役の員数増および社外性要件の厳格化が検討されているが、その上さらに社外取締役の選任を義務付けるのであれば、過度の負担を負わせることになるものと考えられる。

第十六 商法特例法上の大会社以外の株式会社における会計監査人による監査

賛成。

第十七 会計監査人の会社に対する責任についての株主代表訴訟

反対。

(理由)

- ・株主代表訴訟は、株主から経営を委託された取締役、監査役の違背行為に対する株主からの損害賠償責任の追及手段であるとする、会社が契約に基づき業務委託した会計監査人を代表訴訟の対象とするのは筋ちがいである。
- ・代表訴訟リスクにみあう監査費用の大幅な増加が懸念される。
- ・過度に慎重な監査を行うこととなって、より長期な監査期間を要求されると、連結決算原則化も考えると、結果として監査スケジュールが組めなくなる懸念がある。
- ・会計監査人の損害賠償責任については、商法特例法9条及び10条において規定されており、これで十分である。

第十八 商法特例法上の大会社の利益処分案等の確定等

一 大会社における利益処分案の確定

賛成。

なお、以下の点に留意していただきたい。

配当金支払時期を明確にされたい。

(理由)

中間試案によると、配当金支払の始期は監査報告書作成時期により決まることになるが、実務的には問題があるので、配当金支払時期を別途、取締役会決議で決定できることを明確にすべきである。

公告の時期については、その必要性も含めて見直すべきである。

(理由)

中間試案の内容では、計算書類の公告(商法特例法 16 条 2 項)と本公告の時期がずれてしまう。実務的にも不確定な監査報告書作成時期に合わせて本公告をすることは困難ではないかと考えられる。本公告に付いては株主への総会決議通知等の通知による代替を認めるべきである。

二 大会社における取締役の任期

反対。

(理由)

- ・株主総会決議事項のひとつに過ぎない利益処分案の確定権限を取締役に委譲することが、直ちに取締役の任期を1年に短縮することに繋がる根拠が不明である。毎期取締役の信任を問うことと、配当や役員賞与が公正に保たれることは別問題である。
- ・取締役を長期的視野にたった経営から遠ざけることになる懸念がある。
- ・委員会制度をとる会社の取締役の任期も1年とすると、監査委員会を構成する取締役と現行制度における監査役との間に、任期について大きな差異が生じる。さらに、議員立法により、監査役の任期の延長が検討されていることを考えると、あまりにもバランスを欠く。
- ・株主総会や登記の負担も重い。

第十九 商法特例法上の大会社による監査委員会、指名委員会及び報酬委員会(以下「各種委員会」という。)制度並びに執行役制度の導入

選択制とはいえ、硬直的な制度の導入には反対する。

(理由)

我が国のこれまでの実務の積み重ねを考慮せず米国をモデルとした新制度を採用したとしても、そもそもどれほどの会社がこの制度を採用するか疑問であり、コーポレート・ガバナンスは企業の自治と市場の評価にかからしめるべきであるものである。

制度の具体的内容、例えば、取締役会と委員会、株主と委員会、執行役と委員会、執行役相互間の関係等を明確にされたい。

(理由)

取締役会は委員会の決定事項を修正したり否定したりできるのか、委員会を構成しない取締役は委員会の開催請求権はあるのか、執行役には取締役会や委員会の開催請求権があるのか。また、取締役、取締役会、委員会等による執行役の違法行為差止などは可能か、またそれらの結論により委員会や取締役会・執行役は株主に対し如何なる責任を負うのか等の点が不明確である。

また例えば、計算書類を作成しこれを確定させ、議案を作成して株主総会を招集するプロセス等を例示するなどして、取締役会と各委員会、取締役会と執行役・代表執行役の役割分担等がイメージできるような配慮を期待する。

(理由)

意見を表明するうえで一定の制度イメージを共有することに非常に困難を感じた。

仮に、こうした制度を導入するとしても、以下の点に留意すべきである。

一 各種委員会制度及び執行役制度の採用

部分的に選択できる柔軟な制度とすべきである。

(理由)

- ・ 一体の制度として、導入するのは、あまりにも硬直的である。
- ・ 監査役を置かないときには、監査委員会の設置のみを強制し、それ以外の委員会および執行役については任意に設置できることとするべきである。さらに、現実に執行役員を置く会社が増加しつつある現状を考慮すれば、監査役を置いたまま、各種委員会を設置せず、執行役制度のみを導入できることを認めることが望ましいと思われる。
- ・ 取締役会から執行役への権限委譲が少ない場合も考えられるが、この場合の取締役の監督は監査委員会のメンバーだけとなるか、自己監査になる懸念があるので、各種委員会制度をとる場合でも、監査役制度は必要になるのでないかと考えられる。

注1に反対

(理由)

各種委員会と執行役を置く会社の商号を特別なものにするについては、これを登記事項にするのであれば、それで十分に公示できており、それに加えて商号を変更する必要はなく、実務的にも煩瑣かつコスト問題もあることから、避けるべきであると思われる。

注2について、基準時は登記時にすべきである。

(理由)

株主総会終了時には未だ委員選出の取締役会開催前であるから、委員が存在しない。会社の設立や合併同様登記時でよいと考えられる。

注3に反対。

(理由)

- ・ 本制度は選択制とすべきであり、まず会社の自治にゆだねられるべきものとする。
- ・ そもそも制度内容が明確でないうえ、議員立法による監査役制度強化と平仄があわなくなる。

二 各種委員会制度及び執行役制度の内容

1 各種委員会制度

(一) 各種委員会の設置

(2)について反対。

(理由)

- ・先に述べた通り、社外取締役の人材確保の上で懸念がある。
- ・社外取締役は非常勤であることが多いと考えられるが、監査のように実務が伴う部分には相応の常勤者が必要であり、その上に本条件を要求することは役員数を無用に増加させかねない。監査委員会については監査役制度に合わせた社外取締役が必要と考えられるが、他の委員会については1名以上の社外取締役で十分である。
- ・報酬や役員選任において社外取締役が原案作成から決定までを掌握できるだけの数字以外の事情も含めた情報をもって実質的な判断ができるとは考えにくい。

注5の「常勤の取締役」については、その定義を明確にするべきである。

(理由)

常勤監査役については「二つの常勤や代表取締役の兼務は不可」というものが通説であるが、取締役については数社の取締役を兼務することも現状稀ではないので、同じ「常勤」の語を使用することも含め検討されるべきである。

注6について、「親会社の執行役でないこと」や「執行役と一定の身分関係がないこと」の要件化には慎重であるべきである。

(理由)

- ・身分は事後的にも発生しうるし、身分行為が取引行為の制限を受けることは民法上も問題がある。
- ・すべての子会社につきこれらの要件を満たす純粋の社外取締役を選任することは候補者選定に困難が予想され、子会社管理上不都合をきたす。

(二) 各種委員会の権限

(1) 監査委員会

監査委員の役割を明確にされたい。

(理由)

監査委員は独任性ではないのか、単独ではどういった行動がとれるのか等を明らかにするべきである。

(2) 指名委員会

指名委員会を推薦権限にとどめ、また設置すること自体も任意にするべきである。

(理由)

候補者は株主総会でも修正できるものであるし、員数等は取締役会で決定するべきものであるから、決定機関に限定すると役割が中途半端である。

注11について、執行役の選任に関する議案について指名委員会に決定権を与えることについては、執行役の選任は取締役会の重要な役割の一つであることから、適当でないと思料する。執行役候補者の推薦に止めるべきであると考えられる。

2 執行役制度

(一) 執行役

執行役について委任の規定が準用されることとなっているが、雇用契約の形態の余地を残してもよいと考えられる。

(理由)

現在の執行役員は、雇用契約の形態で行われている場合が多く、執行役員を離れても、職場や退職金等の身分保証的な部分が残されることになるが、中間試案では委任が準用されることで、執行役にとって不利になる懸念がある。

執行役の報酬について、決定権限は取締役会であることを明記すべきである。

注 16 に反対。取締役と執行役の兼任は禁止すべきではない。

(理由)

- ・ 取締役会と執行役の業務執行の分担は経営の自由度を尊重して規制をおくべきであり、兼務を認めることは円滑な業務運営のうえで必要と考えられる。
- ・ 取締役と執行役との兼任は、要は取締役会として十分な監督機能をもてばよいのであって、また、アメリカでも CEO が取締役を兼務することは通例であることから、これを禁止する必然性はない。

(4)の執行役の連帯責任に関連して、執行役が他の執行役員や取締役の責めにより損害賠償責任が生じた場合の連帯責任の有無について明確にされたい。

(理由)

執行役には監督責任がないことから、取締役のような連帯責任は基本的にありえないとも考えられる。

(5)に関して、執行役員の任期については別途検討するべきである。また商法258条は執行役一般に準用する必要がある。

(理由)

商法 256 条 1 項が準用されているが、必ずしも取締役の任期に合わせる必要はないし、また、暦の関係で任期満了月の取締役会開催日まで伸長することも必要である。任期については取締役会決定事項でよいと考えられる。

(二) 代表執行役

注 20 に反対。

(理由)

現在の使用人兼取締役あるいは執行役員等の制度は、実務上の要請から生み出されたものであり、各企業によってもその内容、取扱い等は異なることから、法律上の制度として一律に規律することは実務に無用の混乱をもたらす懸念がある。

三 個別規定の整備

読替規定の読替え方を個別条文毎に明らかにしてもらいたい。

(理由)

設立・清算に関する条文(例えば商法 183 条、195 条、417 条)や員数・任期等(商法

255条～258条)に関する条文、執行役に委託する範囲如何により読替え方が異なると思われる条文(計算書類作成や株主総会に至る手順や新株発行に関する条文等)等につき、読替え方が明確でないものがある。「代表取締役を意味するもの」はいずれか等も明確にするべきである。

会社の計算・開示関係

第二十 資産評価等に関する規定の方法

賛成。
ただし、以下の点について考慮していただきたい。

一 会計帳簿における財産の価額の記載方法

省令に白紙委任するのではなく「公正なる会計慣行(企業会計原則)を斟酌し」等の制限を置くべきである。

(理由)

商法32条2項の適用があることには異論はないと思われるが、念のために会社法内に明文化するべきである。

二 配当限度額の算定

配当規制については柔軟に対応していただきたい。

(理由)

現行では商法290条1項6号により、配当可能利益の算出は外国為替、有価証券等市場等短期的な市況動向による影響を受けやすくなっている。中間配当に関する役員の実任の限定や、市況要因に基づき配当可能利益がマイナスになる場合にも期間損益から期末配当が行える制度(米国のNimble Dividend)の導入等6号規制の見直しが必要である。

注2に賛成。

(理由)

会社の負担が軽減される。

第二十一 商法特例法上の大会社についての連結計算書類の導入

賛成。併せて、連結納税制度の採用も期待する。
ただし、以下の点について留意していただきたい。

一 連結貸借対照表及び連結損益計算書の作成

作成すべき連結計算書類は証券取引法、連結財務諸表規則と整合をとり、一本化するべきである。

(理由)

- ・ 開示情報における費用対効果の観点から、有価証券報告書等の他の開示書面等との重複を考慮する必要がある。
- ・ 連結の範囲が異なったり、評価方法が異なることによって二種類の書類を作成することは無駄である。

注2では、連結計算書類を作成すべき範囲を「当分の間」有価証券報告書提出会社に限るとし、将来的に全ての大会社に拡大する含みを持たせているが、閉鎖会社における連結計算書類の有用性に比してその作成に掛かる実務負担がはるかに大きいことから、連結計算書類作成義務は有価証券報告書提出会社のみ限定すべきである。

注4では、連結計算書類の注記事項に関する引用を検討事項としているが、売上・損益に関するもの等決算発表までに合理的に準備できる範囲に限定すべきである。

なお、将来的には中間試案で連結計算書類の開示対象となっている会社については、営業報告書、付属明細書を含めて、連結ベースのみで作成すればよい(単体のみの計算書類作成は不要)という方向で検討すべきである。

(理由)

すでに有価証券報告書等は連結ベースとなっており、国際的なすう勢から見ても連結開示は必須である。但し中間試案の通り会社単体の計算書類と併せて連結計算書類の作成、監査、公告まで行うことは、会社にとって実務上の負担が大きい。また株主・投資家にとっても、会社実態をよりよく表す連結計算書類の開示があれば必要十分である。配当に付いても連結決算に基づく配当を検討するべきである。

二 監査役及び会計監査人の監査

2について、監査役の連結対象会社に対する監査の範囲および責任を明確にすべきである。

(理由)

監査役(特に社外監査役)が通常多数存在する連結対象会社をすべて適正に監査することは困難な場合がある。

3について、提出期限について特段の定めを設けないこととするべきである(注9に賛成)

(理由)

連結計算書類の作成に時間が掛かる点を考慮すれば、8週間前に連結計算書類を監査役会及び会計監査人に提出することは困難であることが予想される。

四 株主に対する送付

株主への送付は貸借対照表のみとするべきである。少なくとも注記は不要とするべきである。

(理由)

招集通知発送に間に合うように完全な連結財務諸表を作成することは困難であるし、参考書類が大部となってコスト上も問題である。

五 株主総会における取扱い

連結決算に関する株主総会での説明義務の範囲を明確にされたい。

(理由)

有価証券報告書の内容を公開前に一部の投資家に事前に披瀝する結果となるような説明義務の法定は証券取引法上も問題があるので、説明義務の限界を明確にするべきである。

第二十二 貸借対照表等の公開

自社ホームページ等での公開も認めるべきである。

その他

第二十三 現物出資、財産引受及び事後設立の目的たる財産の価格の証明

現物出資等に際し、裁判所選任の検査役の調査に代えて、弁護士等の証明を受けることでよいとする改正案については賛成。

弁護士等を株主代表訴訟の対象とすること、無過失の財産価格填補責任を負わせることについては反対。

(理由)

報酬が高額化する懸念があり、または引き受け手がないなどの事情で機能しない可能性がある。

三 新株の発行時における現物出資の目的たる財産の価格の証明

1 について、500 万円の価格制限は余りに低額であり見直すべきである。

注 5 に賛成。

(理由)

公的な機関による証明が好ましいというニーズがある場合や弁護士等が引き受けない場合に備えて、現行検査役制度を存置し、選択的に利用できるとすべきである。

第二十四 会社関係書類の電子化

賛成。

第二十五 株式会社の公告の電子化等

賛成。

ただし、以下の点に留意していただきたい。

一 電磁的方法による公告

決算公告については廃止も含めて検討されたい。

(理由)

そもそも実務的に有意義なものとは思われないし、より詳細な情報が簡易に閲覧・入手できる場合には重複させる意味もない。

二 会社から株主又は端株主に対してする通知又は催告の電子化

電子化につき株主等と同意する場合に、当面はその対象を絞って同意することも認めるべきである。

(理由)

送受信が明確でない場合の立証方法や責任等の軽重は各請求・通知毎に異なっているため、技術の進歩、設備の導入状況や実務動向にあわせて安全と思われるものから順次採用することもできるよう、その対象は会社の選択に委ねるべきである。

コスト等の面でさらに効率的な制度も検討するべきである。

(理由)

注4の考え方をさらに一歩進めて、ウェブサイト上にこれらのデータを置き、そのウェブサイトのURLを表示した電子メールを送付することでも商法の要求を満たすものとするとも考えられる。

電子的通知に同意した後、書面による通知に戻す場合の手續規定が必要である。

会社からの電子的通知や議決権を電子的に行使するためのフォームについては、その形式や使用アプリケーション(及びそのバージョン)を統一化することが制度発展には必要であると考えられる。

第二十六 有限会社の公告の電子化等

特に意見はない。

第二十七 資本減少手續の合理化

賛成。

ただし、以下の点について考慮していただきたい。

決議事項を明確にされたい。

(理由)

現行法上、株主総会で「減資の方法」をどこまで決めればよいか不明確である。そこで、実務の実態に合わせる形で、(1)株式数の減少・株金額の減少・その他の方法の区別、(2)株式数の減少の場合の株式消却・株式併合の区別、(3)株式消却の場合の任意・

強制の区別、(4)株金額の減少の場合の有償・無償の区別、を株主総会で決議すべき事項であることを明記すべきである。

授權資本との関係を明確にされたい。

(理由)

減資や株式償還・消却・転換等の場合に授權資本が当然に減少するか、定款変更決議を要するかについては学説、判例、法務局見解等に争いがあるので、この際立法により明確化すべきである。

注2について債権者保護手続全般につき、合併と同様、官報及び日刊紙への公告をもって、債権者に対する催告に替えることができるとすべきである。

(理由)

各別の催告により債権者が合併や減資等の事態に初めて気づき、債権保全に役立つというケースは例外的なものであると考えられるので、これを公告をもって代替する方向には合理性があるといえる。

第二十八 外国会社

特に意見はない。